

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

〃

○ 土地改良事業の施行認可

耕地課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

港湾課

【公告】

○ 県営土地改良事業の工事完了

耕地課

○ 土地改良区清算人の就職届

〃

○ 土地改良区清算人の退任届

〃

○ 道路の位置の指定

建築指導課

〃

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

○ 〃
○ 一般競争入札の実施
〃
○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

【公安委員会】

交通企画課

〃 用度課

◎岡山県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社R2プラン	岡山市北区藩山町2-19	オレンジ訪問看護ステーション	都窪郡早島町早島751-1	R3.7.1

◎岡山県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつた。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
しみみなクリニック	玉野市用吉1676	名称	医療法人むつみ会長崎医院	しみみなクリニック	R3.6.22

◎岡山県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	医療法人SHIRO	玉野市用吉1676	しんみなクリニック	玉野市用吉1676	名称	医療法人むつみ会長崎医院	医療法人SHIRO	R3.6.22
					事業所の名称	医療法人むつみ会長崎医院	しんみなクリニック	〃
介護予防事業者	医療法人SHIRO	玉野市用吉1676	しんみなクリニック	玉野市用吉1676	名称	医療法人むつみ会長崎医院	医療法人SHIRO	R3.6.22
					事業所の名称	医療法人むつみ会長崎医院	しんみなクリニック	〃

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

◎岡山県告示第五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称
児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工種

錦中40-1樋門

非補助土地改良（かんがい排水）事業

錦六区縦3樋門

〃

都沖3番川樋門

〃

西七区支線131号

〃

北七区支線2号

〃

宗津川沖3西樋門

〃

宮下東樋門

〃

三 認可年月日

令和三年九月三十日

◎岡山県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

◎岡山県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坪井下栃原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
久米郡美咲町上口字猫神五七八番一地从先	新	六・九〇	一一・三〇	一一五・〇
久米郡美咲町上口字赤峪五七五番五地从先	旧	三・九〇	九・八〇	一二五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坪井下栃原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

先まで 久米郡美咲町中坵和字金堀二二番一 地 先から 久米郡美咲町中坵和字赤道三二六番一 地	先まで 久米郡美咲町中坵和字金堀二二番一 地 先から 久米郡美咲町中坵和字赤道三二六番一 地	
旧	新	別
三・九 一・二・一	八・五 一・六・一	(メートル)
一三〇・〇	一三〇・〇	(メートル)

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

◎岡山県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	坪井下栃原線	久米郡美咲町上口字猫神五七八番一地先から 久米郡美咲町上口字赤峪五七五番五地先まで 久米郡美咲町中坵和字赤道三一六番一地先から 久米郡美咲町中坵和字金堀二二二番一地先まで	令和三年十月十五日

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

◎岡山県告示第五百三十五号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二十インチ 赤	一台	不明
二十インチ 白	一台	不明
二十インチ 赤	一台	京都府〇七―〇二五三六三一
二六インチ 赤	一台	J七八二一五
二六インチ 銀	一台	玉野A二四九二〇
二六インチ 銀	一台	岐阜県M〇二三五二六
二六インチ 紫	一台	不明
二六インチ 黄	一台	不明
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 黒	一台	玉野H一二三二五
原動機付自転車 黒	一台	玉野市す六一一七

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和三年八月二十三日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三―三二―三二二一

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

〔四二四〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名 工 種 完了年月日

赤磐(小天満池工区) た め 池 令和三・八・一一

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

〔四二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があつた。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

妹土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名	住 所
岡本 能澄	倉敷市真備町妹二四七九
片岡 誠次	〃 〃 〃 三〇〇三
井本 英正	〃 〃 〃 四三四一十二
日名 秀明	〃 〃 〃 八〇五
岡本 良男	〃 〃 〃 一五八七一
近藤 義弘	尾崎二四一九
剣持 誠	妹五二六
山下 實	〃 一七七五十六
山下 洋一	〃 一九七八十八
阿部 耕一	〃 二六一三
井本 詠子	〃 二六八三十二
竹下 恒夫	〃 三一八一十二
渡辺 達也	〃 三四七七
武本 幹浩	〃 四〇〇四
水川 仁	〃 四〇三二一一

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

〔四二六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

三毛ヶ池土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名 住所

神崎 博之	津山市新田八六六
宗平 義弘	〃 二六九一
神崎 康正	〃 四九三
内田 英雄	〃 五九七
久保 秀司	〃 四六八―二
宗平 政宏	〃 二九九
宗平 剛旨	〃 三一〇

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

〔四二七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二一号 令和三年十月七日	浅口市鴨方町鴨方字紅屋通一四七〇 番四、一四七一番一三	六・〇〇	四六・九一

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

〔四二八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	岡山県指令美作局 建第六〇一四号 令和三年十月六日
道 路 の 位 置	真庭市久世字サラエ二四六七番七、 二四七三番二、二四七三番三、二四 七三番五、二四七三番六、二四七三 番七、二四八八番四、二四七三番五 地先水路、二四八八番四地先から二 四八八番一―地先まで水、二四六七 番四地先から二四六七番一―地先まで 道、二四七三番四地先から二四八八 番一―地先まで道、二四八八番四地 先道
道路の幅員 (メートル)	四・〇〇
道路の延長 (メートル)	七六・二三

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

〔四二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇九―二、五一〇―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社二丁目二〇―二七メゾンユイ一〇三号室

河合 涼

河合 優子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年八月三十日

岡山県指令建指第一八六号

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

〔四三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字仏生田一三八八一―二、一三八八一―三、一三八八一―五の一部、

一三八八一―六、一三八八一―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島八島一九四七―六ビットミストラルC棟一〇七号室

森繁 幹夫

森繁 晃子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月二十二日

岡山県指令建指第九六号

〔四三二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ (知事部局) 293式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び令和3年度後期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書(知事部局) (以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

令和4年3月10日(木)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年岡山県告示第39号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第12336号 令和3年10月15日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和3年10月29日（金） 正午
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）
電話（086）226-7540
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和3年10月15日（金）から同年10月29日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月10日（水） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和3年11月9日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和3年10月29日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 293 Units
- (2) Delivery date :
By 10 March (Thursday) , 2022
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1 :10 P.M. 10 November (Wednesday) , 2021
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7540

〔四三二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ (教育庁) 329式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び令和3年度後期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書

(知事部局) (以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

令和4年3月10日 (木)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (令和3年岡山県告示第39号 (物品の売買, 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, 資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第12336号 令和3年10月15日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
 - (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和3年10月29日（金） 正午
 - 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）
電話（086）226-7540
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和3年10月15日（金）から同年10月29日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月10日（水） 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和3年11月9日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和3年10月29日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

令和3年10月15日 岡山県公報 第12336号

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 329 Units
- (2) Delivery date :
By 10 March (Thursday) , 2022
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1 :40 P.M. 10 November (Wednesday) , 2021
- (5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県公安委員会規則第十三号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月十五日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第四号中「前号」を「第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。